

バーゼル委員会が広範な銀行監督当局のグループと会合、同時に、
バーゼル II および公正価値オプションの利用に関する文書を公表

2005年7月13日

バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）は、本日、世界各地の監督当局との間で行っている積極的な対話の一環として、コア・プリンシプル・リエゾン・グループ（CPLG）との拡大会合を開催した。CPLG は、バーゼル委メンバー以外の16ヶ国の銀行監督当局が参加しているバーゼル委のワーキング・グループである¹。CPLG は当初、実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則の実施状況をモニターするために設立されたが、その後、バーゼル委とのより一般的な議論と連携のためのフォーラムとして機能するようになっている。本日の会合は、ポーランド中央銀行の主催によりクラコフで開催され、実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則を改訂するために現在行われている努力や、銀行のための改訂された自己資本の枠組（バーゼル II あるいは改訂された枠組）の実施、コーポレート・ガバナンス、会計・監査関連の論点について監督当局が意見交換を行う機会となった。

バーゼル委の議長であり、スペイン中央銀行の総裁である Jaime Caruana 氏は次のように述べた。「国際的に活動する銀行を監督する上での諸課題に照らせば、バーゼル委がより広範な監督当局コミュニティと対話を継続することは極めて重要である。今回の会合は、バーゼル委員会が行っている作業に対してそうした広範な監督当局コミュニティの参画を求めるプロセスを一段と進めるものであり、本日得られた知見は我々にとって今後有益なものとなろう。我々は、CPLG や銀行監督当局の地域グループとの更なる会合や、2年ごとに開催される世界銀行監督者会議（ICBS）、およびその他の公式・非公式のメカニズムを通して、こうした重要なプロセスを継続する。」

ポーランド国立銀行の総裁である Leszek Balcerowicz 氏は、「我々は CPLG とバーゼル委の有益な会合を主催したことを大変喜ばしく思う。また、銀行監督当局コミュニティの仲間と意見交換を行うことのできた機会を歓迎する。本日の議論は非常に実りあるものであり、本会合が将来の作業の良いモデルになる

¹ CPLG メンバーのうち、バーゼル委メンバーでない国は、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、中国、チェコ共和国、香港特別行政区、インド、韓国、メキシコ、ポーランド、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、および西アフリカ通貨同盟である。国際通貨基金および世界銀行も CPLG メンバーである。

ことを期待している」と述べた。

また、バーゼル委は、本日、幾つかの文書を公表することを決定した。バーゼル II に関しては、景気後退期におけるデフォルト時損失率（LGD）の推計についてのガイダンスを公表した。

バーゼル委は更に、バーゼル II における一部トレーディング関連エクスポージャーおよびダブル・デフォルト効果の取扱いについて、証券監督者国際機構（IOSCO）との間で行ってきた共同作業の結果を満足裡に承認した。本件については、別途のプレス・リリースおよび文書が近日公表される予定である。

これらの文書により、改訂された枠組の公表に際してバーゼル委が示した当面の作業予定は完了したことになる。バーゼル委は今後、バーゼル II の実施および実効的な銀行監督のその他の要素に努力を集中する。

加えて、バーゼル II に関し、バーゼル委は第 5 回定量的影響度調査（QIS5）に関する市中協議用の資料を公表することも決定した。

更に、バーゼル委は、2005 年 6 月 16 日に国際会計基準審議会（IASB）が公表した公正価値オプションの修正の銀行組織による利用に関する監督上のガイダンスについても市中協議文書を公表した。

バーゼル II 関連の公表文書

景気後退期のデフォルト時損失率

改訂された枠組のパラグラフ 468 によれば、銀行は「各ファシリティーについて、関連するリスクを把握するために、必要に応じて、景気後退期の状況を反映した LGD を推計しなければならない」とされている。バーゼル委は、この要件の適用に関するガイダンスを提供する文書を公表した。本文書には、バーゼル II の内部格付手法の下で銀行が自行推計 LGD を用いることを認められるために満たすことを期待される諸原則が示されている。

一部のエクスポージャーにおいては、デフォルト率の高い時期に平均を上回る損失が実現する可能性が、重要な非期待信用損失の源泉となり得る。しかしながら、バーゼル委は、十分な柔軟性のある原則を示す（principle-based）アプローチにより要件を説明することが現時点では最も適切であると考えた。バーゼル委は、今後も継続して業界の実務をモニターし、本件に関する適切な手法の開発を促進する。

QIS5 の調査シート (workbook) および入力要領 (instructions)

バーゼル委は、2005年3月のニュースレターに述べたスケジュールに沿って、本日、QIS5 の調査シートおよび入力要領を公表した。QIS5 への参加を予定している銀行は、2005年8月5日までにコメントを寄せられたい。

バーゼル委は、2005年10月～12月にデータ収集を行えるよう、QIS5 パッケージの最終版を2005年9月に公表する予定である。

公正価値オプションの利用に関する監督上のガイダンスの市中協議文書

バーゼル委は更に、銀行が IAS39 の公正価値オプションを利用する際の監督上のガイダンスについて論じた市中協議文書を公表した。

本文書では、2つの主要な分野における監督上のガイダンスが取り上げられている。第一は、本オプションを利用するに際しての健全なリスク管理およびコントロール・プロセスとはどのようなものか、という点である。第二は、銀行による本オプションの利用が、銀行のリスク管理システムおよび規制上の自己資本に対する監督上の評価にどう影響するか、という点である。更に本ガイダンスでは、銀行がどのように公正価値オプションを利用しているか、また、それが銀行の財務状況に対する監督上の評価にどのような影響を与えるかをより理解するため、監督当局が求めるかもしれない追加的な情報についても述べられている。今回の提案は、2005年6月に公表された IAS39 の公正価値オプションの修正に定められている会計上あるいは情報開示上の基準を超えて追加的な基準を課すものではない。

市中協議文書で提示されているアプローチの下では、文書中に示されている監督上の期待を十分に満たすことができれば、銀行が公正価値オプションを利用する結果として規制上の自己資本に調整が加えられることはないとしている。この一般原則の例外は、バーゼル委が2004年6月に公表した考え方である。すなわち、バーゼル委は、銀行自身の負債に関して自らの信用リスクが変化したことによって生じた利益および損失は、当該銀行の規制上の自己資本に算入すべきではないと考える。本文書中に示されている監督上の期待を満たしていない銀行については、規制上の自己資本に関する監督上の措置の可能性を含め、あり得べき一連の監督上の対応が論じられている。

本文書へのコメントは、2005年10月31日まで受け付ける。